青森県特別支援学校スポーツ連盟協賛要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、青森県特別支援学校スポーツ連盟（以下「本連盟」という。）の趣旨に賛同する企業や団体、個人（以下「企業等」という。）が行う協賛について、必要な事項を定めるものとする。

（協賛）

第２条　この要綱において協賛とは、企業等が本連盟に対して行う次に掲げる行為をいう。

（１）金銭協賛

本連盟が行う事業（以下「事業等」という。）の準備及び運営等に要する金銭（以下「協賛金」という。）の提供。

（２）物品協賛

事業等の準備及び運営等に要する物品（以下「協賛品」という。）の提供。

２　協賛金の提供は、１口当たり１，０００円とし、企業等の希望に応じた口数を納付できるものとする。

３　協賛品の内容については、協賛を申し込もうとする企業等（以下「申込者」という。）と本連盟事務局が協議し、決定する。

（協賛の申込等）

第３条　申込者は、「協賛金申込書（様式１－１号）」又は「協賛品申込書（様式１－２号）」（以下「申込書」という。）を本連盟事務局に提出するものとする。

２　本連盟事務局は、前項の申込書の提出があった場合、第８条第１項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、速やかに申込書を受理するとともに、「協賛申込受理書」（様式２－１号又は２－２号）により受理した旨を通知する。

（協賛金の納付等）

第４条　協賛金の申込者は、前条第２項による通知を受けた場合、速やかに次の各号のいずれかの方法により協賛金を納付するものとする。

（１）本連盟事務局が指定する金融機関の口座への振込

（２）その他本連盟事務局が別に定める方法

２　協賛金の受領を確認した場合、本連盟事務局は速やかに領収書（様式３－１号）を発行する。

３　本連盟事務局は協賛金受領後、速やかに協賛金受領台帳（様式４－１号）に記載する。

（協賛品の納入等）

第５条　協賛品の申込者は、第３条第２項による通知を受けた場合、本連盟事務局が指定する方法（期日を含む。）により、協賛品を納入するものとする。

２　協賛品を受領した場合、本連盟事務局は速やかに受納書（様式３－２号）を発行する。

３　本連盟事務局は協賛品受納後、速やかに協賛品受納台帳（様式４－２号）に記載する。

（協賛の特典等）

第６条　協賛を行った企業等（以下「協賛者」という。）のうち、協賛金の提供を行った協賛者への特典は、別表「協賛者特典一覧表」のとおりとする。

また、協賛品の提供を行った協賛者への特典は、本連盟事務局が協賛内容から換算した金額に応じ、協賛金に準じた特典とする。

２　本連盟事務局は、「協賛者特典一覧表」に記載の特典のほか、必要に応じて協賛者の特典を追加することができる。

（協賛金の使途）

第７条　協賛金は、その全てを次の各号に掲げる経費に充てる。

（１）事業等の実施に要する経費

（２）事業等の参加者への配付物等に要する経費

（３）事業等を広く周知するために要する経費

（４）その他本連盟の運営に付随する経費

（協賛の不受理等）

第８条　本連盟事務局は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、協賛を受理しないものとし、申込者に対してその旨を通知するものとする。

（１）法令または公序良俗に反するとき、又は社会的に非難を受けるおそれがあるとき

（２）特定の個人、政党、宗教団体の活動のために、協賛による特典若しくは協賛の事実を利用する場合、又はそのおそれがあるとき

（３）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の構成員が支配し、若しくは関与し、又はそのおそれがあるとき

（４）本連盟の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれがあるとき

（５）その他本連盟事務局が不適当と認めたとき

２　本連盟事務局は、協賛者が前項各号のいずれかに該当するに至った場合又は該当することが判明した場合は、協賛を取り消し、当該協賛者に対してその旨を通知するとともに、原則として、受領済みの協賛金等を返戻する。

（協賛金の還付）

第９条　納付された協賛金は、第８条第２項に該当した場合を除き原則として返還しない。ただし、協賛者の責めに帰さない理由により協賛を取り消したときは、納付済みの協賛金の未使用分を当該協賛者に返還する。

（中止）

第１０条　社会情勢の著しい変化、大規模災害またはその他やむを得ない事情により、総合スポーツ大会全競技を中止とする場合、協賛者への特典は次回大会まで持ち越すものとする。

（協賛金の取扱い）

第１１条　本連盟への協賛については、所得税法及び法人税法に規定する地方公共団体に対する寄附金に該当しないため、寄附金控除の対象とはならないものである。

（個人情報の保護）

第１２条　協賛者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

（委任）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、協賛の推進に必要な事項は、本連盟事務局が別に定めることができる。

（改廃）

第１４条　この要綱の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

　附　則

　この要綱は令和６年１月２９日から施行する。

別表

協 賛 者 特 典 一 覧 表

|  |  |
| --- | --- |
| 特典内容 | 協賛金額 |
| ①総合スポーツ大会のぼり旗への協賛者名の掲載（１０本） | ３０，０００円～ |
| ②参加選手配布記念品への協賛者名の掲載 | １０，０００円～ |
| ③総合スポーツ大会プログラムへの協賛者名の掲載 | １，０００円～ |
| ④本連盟ホームページへの協賛者名の掲載 | １，０００円～ |

　※参加選手配布記念品の内容は、申込状況を勘案し決定する。

※参加選手配布記念品及び総合スポーツ大会プログラムの掲載スペースは、申込状況や協賛金額を勘案し決定する。

　※掲載順位は協賛金額の多い順とし、同額の場合は申込順とする。なお、協賛金額と申込日時が同じ場合は、五十音順とする。

　※協賛者名の掲載については、総合スポーツ大会毎に申込状況に応じて一新する。